

## 武蔵野市学校・家庭・地域の協働体制検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 武蔵野市の学校、家庭及び地域の協働の在り方を検討するため、武蔵野市学校・家庭・地域の協働体制検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を武蔵野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

- (1) 学校・家庭・地域の協働の在り方、意義及び仕組みに関すること。
- (2) 学校・家庭・地域の協働にあたり、教育委員会規則の制定に必要なこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めること。

### (構成)

第3条 検討委員会は、別表第1に掲げる者及び職にある者をもって構成し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 検討委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (委員の任期)

第6条 委員の任期は、第3条の規定による委嘱又は任命の日から令和5年3月31日までとする。委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員の報酬)

第7条 委員の報酬については、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、日額とし、その額は教育委員会が市長と協議して定める。

### (部会)

第8条 検討委員会に付議する事項に関して必要な協議を行うとともに、検討委員会が指示する事項を実施するため、検討委員会に部会を置く。

2 部会は別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、教育部長の職にある者をもって充てる。

4 部会長は会務を統括し、必要に応じて会議を招集する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

6 部会が必要と認めるときは、部会の会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 検討委員会の事務局は、教育部指導課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

学識経験者 3人
武蔵野市立小中学校長会を代表する者 2人
武蔵野市立小中学校副校長会を代表する者 2人
武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会を代表する者 2人
武蔵野市コミュニティ研究連絡会を代表する者 1人
武蔵野市民生児童委員協議会を代表する者 1人
武蔵野市青少年問題協議会地区委員会を代表する者 1人
社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会を代表する者 1人
武蔵野市開かれた学校づくり協議会を代表する者 1人
武蔵野市地域コーディネーターを代表する者 1人
子ども家庭部長
教育部長

別表第2 (第8条関係)

教育部長
市民部市民活動推進課長
健康福祉部地域支援課長
子ども家庭部児童青少年課長
教育部指導課長

教育部統括指導主事
教育部生涯学習スポーツ課長